

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5 Ghomeでんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の6 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第23条の7 5 Ghomeでんわ契約者は、迷惑通信、犯罪目的通信(特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。)その他の犯罪行為に用いられる通信であって、その通信の受信者が被害を受け又は受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号又は加入電話番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信、犯罪目的通信又は間違い通信で現に困っている5 Ghome でんわ契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。</p> <p>4 (略)</p> <p>第23条の8～第23条の11 (略)</p> <p>第3章の3～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～30 (略)</p> <p>(手続きに関する料金の適用)</p> <p>31 (略)</p> <p>32 手続きに関する料金の適用については、第49条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 5 Ghomeでんわ契約者からの請求(犯罪目的通信に係るものに限り、)により契約者識別番号又は加入電話番号を変更したときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。この場合において、5 Ghomeでんわ契約者は、犯罪の被害を受け又は受けるおそれがあることを証明する書類等を提示していただくことがあります。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>33～47 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5 Ghomeでんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の6 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第23条の7 5 Ghomeでんわ契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号又は加入電話番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている5 Ghome でんわ契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。</p> <p>4 (略)</p> <p>第23条の8～第23条の11 (略)</p> <p>第3章の3～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～30 (略)</p> <p>(手続きに関する料金の適用)</p> <p>31 (略)</p> <p>32 手続きに関する料金の適用については、第49条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>33～47 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別記 (略)</p>

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種	類
	(略)
	(略)

(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コース B に係るもの

種	類
	(略)
	(略)

(3) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 5 年 5 月 15 日経企第 520 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 5 月 31 日の当社が定める時刻から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和 5 年 5 月 19 日経企第 577 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種	類
	(略)
はなして翻訳機能 (はなして翻訳)	
	(略)

(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コース B に係るもの

種	類
	(略)
はなして翻訳機能 (はなして翻訳)	
	(略)

(3) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]												
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～19 (略) (注1)～(注2) (略)</p> <p>第1表 料金 第1 通話料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通 話 料 の 適 用</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(1)～(8)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第2表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和5年5月15日経企第520号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和5年5月31日の当社が定める時刻から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	通 話 料 の 適 用		(1)～(8)	(略)	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～19 (略) (注1)～(注2) (略)</p> <p>第1表 料金 第1 通話料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通 話 料 の 適 用</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(1)～(8)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(9) 削 除</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(10) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用</td> <td style="font-size: small;">国際電話サービスの利用に係る5Gサービス、X i又はFOMA（以下この欄において「X i等」といいます。）において、当該契約約款に定めるところにより、はなして翻訳機能を利用して行われる5Gサービス、X i又はFOMAの契約者回線からの通話モードに係る通信の料金は、その通信の着信者の契約者回線等への通話モードに係る通信に関する料金と同額とします。</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第2表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	通 話 料 の 適 用		(1)～(8)	(略)	(9) 削 除		(10) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用	国際電話サービスの利用に係る5Gサービス、X i又はFOMA（以下この欄において「X i等」といいます。）において、当該契約約款に定めるところにより、はなして翻訳機能を利用して行われる5Gサービス、X i又はFOMAの契約者回線からの通話モードに係る通信の料金は、その通信の着信者の契約者回線等への通話モードに係る通信に関する料金と同額とします。
通 話 料 の 適 用													
(1)～(8)	(略)												
通 話 料 の 適 用													
(1)～(8)	(略)												
(9) 削 除													
(10) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用	国際電話サービスの利用に係る5Gサービス、X i又はFOMA（以下この欄において「X i等」といいます。）において、当該契約約款に定めるところにより、はなして翻訳機能を利用して行われる5Gサービス、X i又はFOMAの契約者回線からの通話モードに係る通信の料金は、その通信の着信者の契約者回線等への通話モードに係る通信に関する料金と同額とします。												